

全 L 協保安 28 第 65 号

平成 28 年 11 月 7 日

正 会 員 各 位

(一社) 全国 L P ガス協会

高圧ガス保安法容器保安規則等の一部改正等について(お知らせ)

標記につきまして、去る 10 月 3 日付け全 L 協保安 58 号において、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集についてお知らせしておりました。

この度、その意見募集等を踏まえ、改正された内容が経産省のホームページに掲載されましたのでお知らせいたします。

改正内容の詳細につきましては、容量が大きいため下記の URL よりご確認いただきますようお願いいたします。

なお、L P ガス関係の主な改正内容は以下のとおりとなっております。

L P ガス関係で改正された主なもの

○液石則 49 条(移動の基準) 関係

車両に積載して移動する液化石油ガスを充填した容器についての技術上の基準(警戒標の掲示、消火設備の携行、イエローカードの携帯等)の適用除外は、現行制度では、内容積が 20 リットル以下の容器を積載した車両であって、内容積の合計が 40 リットル以下であったが、今回の改正によって、内容積が 25 リットル以下の容器を積載する車両であって、内容積の合計が 50 リットル以下に緩和された。

○全般

高圧ガス保安法全般において、充てんが充填となった。

添付資料

○別添 1 : 改正液化石油ガス保安規則抜粋

○別添 2 : 改正一般高圧ガス保安規則抜粋

容器保安規則等の一部改正等について

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/11/281101.html

以 上

発信手段 : E メール 保安部 : 内倉、渡辺、續木

○一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装

置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器については、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（略）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇十

（略）

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十二・十三（略）

十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十五・二十（略）

二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運動者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

二十二（略）

2

（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものと

置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器については、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（略）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇十

（略）

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十二・十三（略）

十四 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十五・二十（略）

二十一 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運動中携帯させ、これを遵守させること。

二十二（略）

2

（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものと

する。

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るもの）を除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

イヽニ （略）

二 （略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四ヽ七 （略）

八 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は二フツ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消防設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

する。

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るもの）を除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

イヽニ （略）

二 （略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四ヽ七 （略）

八 可燃性ガス、酸素又は二フツ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消防設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

九・十 (略)

十一 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るもの）を除く。」のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十二 (略)

十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るもの）を除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。」のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

九・十 (略)

十一 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るもの）を除く。」のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十二 (略)

十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るもの）を除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。」のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

別添 1

○液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）

(傍線部分は改正部分)

改
正
案

現行

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十八条 車両又は鉄道車両に固定した容器（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）により液化石油ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇二

充填容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充填容器等にあつては

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十八条 車両又は鉄道車両に固定した容器（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）により液化石油ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・一の二

充てん容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充てん容器等にあ

、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。

三 液化石油ガスの充填容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したもの（除く。第八号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。

四（八）（略）
九 充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十（略）

十一 充填容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。

十二 充填容器等を移動するときは、消防設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十三（十五）（略）

十六 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イ（ハ）（略）

十七・十八（略）

つては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。

三 液化石油ガスの充てん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。第八号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。

四（八）（略）
九 充てん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十（略）

十一 充てん容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。

十二 充てん容器等を移動するときは、消防設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十三（十五）（略）

十六 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となつた場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イ（ハ）（略）

十七・十八（略）

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 前条に規定する場合以外の場合（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）による場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

一の二 （略）

二 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

三 突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクタ

ー又はキヤップを施すこと。

四 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

五 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消防設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

六 充填容器等は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積百二十リットル未満の充填容器

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 前条に規定する場合以外の場合（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）による場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

一の二 （略）

二 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

三 突出したバルブのある充てん容器等には、固定式プロテクター又はキヤップを施すこと。

四 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

五 充てん容器等を車両に積載して移動するときは、消防設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

六 充てん容器等は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積百二十リットル未満の充てん

等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。

七 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車

するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二五十リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

八 質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十四号から第十八号までの基準を準用する。この場合において、前条第十七号口中「容器を固定した車両」とあるのは、「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。

九 液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十八号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

容器等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。

七 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車

するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

八 質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十四号から第十八号までの基準を準用する。この場合において、前条第十七号口中「容器を固定した車両」とあるのは、「当該ガスの充てん容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。

九 液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十八号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。